

千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱

平成21年 7月 8日21千環安生発第136号

改正

平成25年 3月21日24千環安生発第463号  
平成27年 2月25日26千環安生発第397号  
平成28年 3月25日27千地安生発第171号  
平成29年 3月31日28千地安生発第235号  
平成30年 8月28日30千地安生発第55号  
平成31年 4月 1日31千地安生発第38号  
令和 2年 1月15日31千地安生発第171号  
令和 3年 3月31日 2千地安生発第260号  
令和 4年10月28日 4千地安生発第121号

(目的)

第1条 この要綱は、公衆用の喫煙所（以下「公衆喫煙所」という。）の設置及び維持管理に対し、千代田区（以下「区」という。）が助成を行うことについて定め、もって公衆喫煙所の普及による喫煙者と非喫煙者の共生できるまちの実現を図り、区民等が一層安全で快適に暮らせるまちの実現に資することを目的とする。

(助成の実施)

第2条 区は、公衆喫煙所の設置及び維持管理についてその経費の全部又は一部を助成する。

(助成対象者)

第3条 前条の規定による助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、国、独立行政法人、地方公共団体、公社、公共的団体又は民営化された法人等以外の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区内の建物の所有者又は使用者
- (2) 区内の土地の所有者又は使用者
- (3) その他の団体等で、区長が特に認めるもの

(助成対象の公衆喫煙所)

第4条 助成対象となる公衆喫煙所は、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、公衆喫煙所の設置及び維持管理に係る経費とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第2に定める額を予算の範囲内で交付する。

- 2 別表第2に定める額により算出した公衆喫煙所の維持管理に係る経費（以下「維持管理経費」という。）のうち別表第2維持管理経費の項第1号から第3号までに掲げる経費（以下「維持管理（保守管理等）経費」という。）の助成金の額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 国その他の団体等から補助金等の支援を受けている公衆喫煙所については、助成対象経費から当該金額を控除した額に基づき助成額を算出するものとする。

(助成申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第3に定める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が不要と認めるときは、これを省略することができる。

- 2 公衆喫煙所の設置に係る経費（以下「設置経費」という。）の助成申請は、再度の申請をすることはできない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 維持管理経費の助成申請は、当該公衆喫煙所を設置した年度の翌年度以降も申請することができる。
- 4 前項の規定に関わらず、維持管理経費のうち、別表第2維持管理経費の項第4号に掲げる経費（以下「維持管理（地域共生）経費」という。）の助成申請は、再度の申請をすることはできない。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

(助成決定)

第8条 区長は、前条の申請を受けたときは、現地調査等を行い、その内容が適切と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知する。

- 2 区長は、前項の通知に際し、必要な条件等を付することができる。
- 3 区長は、交付を不適切と認めるときは、不交付を決定し、申請者に通知する。
- 4 第1項及び前項の通知は、助成金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により行う。

(助成金の概算払)

第9条 区長は、維持管理（保守管理等）経費に係る助成金について、千代田区会計事務規則（昭和39年千代田区規則第3号）第83条の規定に基づき、概算払により助成金を交付することができる。

- 2 前条第1項の規定による助成の決定を受けた助成決定者は、助成金請求書（概算払）

(第4号様式)を提出し、区長に助成金の交付を請求することができる。

(計画変更等)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、第7条に基づき提出した公衆喫煙所の設置運営計画の内容を変更し、又は公衆喫煙所の設置を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ計画変更等申請書(第5号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、計画変更等承認書(第6号様式)により助成決定者に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、助成決定者は、次の各号に掲げる事項を変更するときは、計画変更届出書(第7号様式)により速やかに届け出るものとする。

(1) 設置者が変更となったとき(管理する法人等が変更となる場合を除く。)

(2) 公衆喫煙所の運営時間の変更であって、変更後の運営時間が別表第1の規定を満たしているとき。

(3) 交付決定額の変更を伴わない公衆喫煙所の設備の追加等の変更であって、変更後の内容が別表第1に定める規定を満たしているとき。

(4) その他軽微な事項を変更するとき。

(設置工事等に係る着手届の提出)

第11条 助成決定者は、公衆喫煙所の設置工事(以下「設置工事」という。)又は維持管理(地域共生)経費を要して行う給排気設備等の設置工事(以下「設備設置工事」という。)(以下これらを総称して「設置工事等」という。)を開始するまでに着手届(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設置工事等の契約書の写し

(2) 屋外公衆喫煙所(コンテナ型喫煙所)を設置する場合は、当該公衆喫煙所の確認済証の写し

(3) その他区長が特に必要と認める書類

(設置工事に係る完了報告)

第12条 助成決定者は、設置工事が完了したときは、設置工事完了報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 設置工事等に要した費用が分かる書類(請求書又は領収書の写し)

(2) 設置工事等に係る経費の内訳が分かる書類

(3) 設置経費に係る助成金の申請内容と相違がないことを証明する書類

(4) 公衆喫煙所の給排気設備、消防設備、備品等が確認できる写真

- (5) 工事完了後の公衆喫煙所の面積が分かる書類
- (6) 屋外公衆喫煙所（コンテナ型喫煙所）を設置した場合は、当該公衆喫煙所の検査済証の写し
- (7) その他区長が特に必要と認める書類  
(維持管理経費に係る実績報告)

第13条 助成決定者は、助成金交付に係る各会計年度の終了後、速やかに喫煙所の維持管理に係る実績報告書（保守管理等）（第10号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める場合は、半期ごとに実績報告書を提出することができる。

2 実績報告書には、次に掲げる関係書類を添付するものとする。

- (1) 助成対象経費の支払を証する書類（領収書等）及び内訳の分かるもの
- (2) その他区長が特に必要と認める書類

3 助成決定者は、設備設置工事又は維持管理（地域共生）経費を要した物品等の購入等（以下、「設備設置工事等」という。）が完了したときは、速やかに設備設置工事等に係る実績報告書（地域共生）（第10号の2様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 設備設置工事を行った場合は、次に掲げる書類
  - ア 設備設置工事に要した費用が分かる書類（請求書又は領収書の写し）
  - イ 設備設置工事に係る経費の内訳が分かる書類
  - ウ 設備設置経費に係る助成金の申請内容と相違がないことを証明する書類
  - エ 設置等を行った給排気設備、消防設備、備品等が確認できる写真
  - オ その他区長が特に必要と認める書類

- (2) 物品等の購入等を行った場合は、次に掲げる書類
  - ア 助成対象物品等の購入を証する書類（納品書等）及び内訳の分かるもの
  - イ 購入等を行った物品等が確認できる写真
  - ウ その他区長が特に必要と認める書類

(助成額の確定)

第14条 区長は、次の各号に掲げる書類を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る成果が適正と認められるときは、交付すべき助成額を確定し、助成決定者に通知するものとする。この場合において、区長は、第8条の規定により決定した助成金の額を超えて当該助成金の額を確定することができる。

- (1) 第12条に規定する設置工事完了報告書
  - (2) 前条第1項に規定する実績報告書
  - (3) 前条第3項に規定する実績報告書
- 2 区長は、前項の規定により助成額を確定するに当たり、前項各号の書類の内容を基に第5条及び第6条の規定により助成金の交付決定時と同様の算出方法及び補助率を用いて当該額を算定するものとする。
- 3 区長は、第1項の審査により不備等が認められるときは、助成決定者に対し是正を求めることができる。
- 4 第1項の通知は、次に掲げる書類により行う。
- (1) 第1項第1号 助成金（設置経費）確定通知書（第11号様式）
  - (2) 第1項第2号 助成金（維持管理（保守管理等）経費）確定通知書（第12号様式）
  - (3) 第1項第3号 助成金（維持管理（地域共生）経費）確定通知書（第12号の2様式）
- 5 区長は、第1項の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超えて助成金を交付していた時は、助成金（維持管理経費）確定通知書により期限を定めてその返戻を命ずるものとする。

（助成金の請求）

第15条 助成決定者は、前条における助成金（設置経費）確定通知書又は助成金（維持管理経費）確定通知書を受領した場合は、助成金請求書（第13号様式）を提出し、区長に助成金の交付を請求するものとする。

- 2 助成決定者は第9条の規定により助成金を受領したのち、前条の規定により確定した助成金の額が交付決定額を上回っていた場合は、助成金請求書を提出し、その差額の交付を区長に請求することができる。

（助成金の支払等）

第16条 区長は、第9条第2項又は前条の規定による交付請求に基づき、助成決定者に助成金を支払うものとする。

- 2 助成決定者は、委任状（第14号様式）を提出し、助成金の受領の権限を委任することができる。

（交付決定の取消し等）

第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件等を変更する

ことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 公衆喫煙所が別表第1のいずれかの要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第19条第1項に規定する区の事業に協力しない、若しくは同条第2項に規定する苦情等対応を行わないとき、第21条に規定する調査に正当な理由なく協力しないとき、又は第22条第1項に規定する面談に正当な理由なく応じない、若しくは同条第2項に規定する助言及び指導に従わないとき。
- (4) 公衆喫煙所の設置を中止し、又は正当な理由なく公衆喫煙所を廃止（公衆喫煙所の機能が停止し、事実上運営されていない場合を含む。）したとき。
- (5) その他助成金の交付決定に付した条件等に違反したとき。

2 前項の取消し等は、助成金交付決定取消・変更書（第15号様式）により助成決定者に通知する。

（助成金の返還）

第18条 区長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、期限を定めて助成金返還請求書（第16号様式）によりその返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているとき。
- (2) 前条の規定により交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した助成額が変更後の交付決定額を超えるとき。

2 前項の規定による助成金の返還額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 設置経費に係る助成金についての返還金は、交付決定の日から取消し又は変更事由の発生日までの経過期間に応じて、別表第4により算定する額
- (2) 維持管理経費に係る助成金についての返還金は、取消し又は変更事由の発生日以降に交付した助成金の額
- (3) その他この要綱の定める規定によりがたい事項については、区が別途調査を行い、これに基づき算出した額

（協力及び苦情等対応）

第19条 助成決定者は、設置した公衆喫煙所について、区が実施する事業に協力するものとする。

2 助成決定者は、設置した公衆喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応するものとする。

(非常時の場合の措置)

第20条 天災等の不測事態により被害を受け、公衆喫煙所の運営が困難となった場合には、区長は助成決定者のとるべき措置について指示することができる。

2 助成決定者は、前項の指示に従うものとする。

(調査)

第21条 区長は、公衆喫煙所の運営状況等について必要に応じて調査を行うことができる。

(面談・助言・指導)

第22条 区長は、必要に応じて区の指定箇所において、助成決定者との面談を実施することができる。

2 区長は、助成決定者に対して、公衆喫煙所の適正な運営のために必要な助言及び指導をすることができる。

3 助成決定者は、区長の助言及び指導に可能な限り従うものとする。

(補則)

第23条 助成金の交付に際しては、千代田区補助金等交付規則(昭和48年千代田区規則第15号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から適用する。

附 則(平成25年3月21日24千環安生発第463号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月25日26千環安生発第397号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成26年3月以前に改正前の千代田区屋内喫煙所設置助成要綱(以下「旧要綱」という。)第6条の規定により交付決定を受けた者に対する平成26年4月1日以後の期間に係る助成金額は、改正後の千代田区屋内喫煙所設置助成要綱(以下「新要綱」という。)第6条及び第11条の規定により算出した額により確定するものとする。

3 旧要綱第6条の規定により3年間の交付決定を受けた者は、交付期間の満了後2年間は引き続き助成を受けられるものとし、当初の交付期間の開始日から通算して5年間の経過に際して、助成期間の更新を申請できるものとする。ただし、新要綱の適用

日以前に3年間の交付期間が満了した者については、交付期間の延長はせず、新要綱の適用日に遡って助成期間の更新を申請できるものとする。

- 4 旧要綱により交付決定を受けた者が平成26年4月1日以後に交付決定を取り消された場合、助成金の返還額は、新要綱第14条第2項の規定により算出した額によるものとする。
- 5 適用日から施行日までの間に屋内喫煙所を設置した者については、工事開始前に遡って助成申請ができるものとする。

附 則（平成28年3月25日27千地安生発第171号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日28千地安生発第235号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月28日30千地安生発第55号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 2 適用日から施行日までの間に別表第1設置経費の項備考の欄ただし書きに係る措置を行ったものについては、工事開始前に遡って助成申請ができるものとする。

附 則（平成31年4月1日31千地安生発第38号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月15日31千地安生発第171号）

この要綱は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日2千地安生発第260号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する  
（経過措置）
- 2 改正後の要綱第6条及び別表2の規定は、令和3年度分以降の助成金の額について適用し、令和2年度分の助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年10月27日4千地安生発第121号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。  
（経過措置）



2 改正後の千代田区公衆喫煙所設置経費等助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

助成の要件

|  |
|--|
| 1 屋内・屋外公衆喫煙所の設置経費に係る助成要件（共通事項）   |
| (1) 公衆に対し、無料で供すること。<br>(2) おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。ただし、周辺環境を考慮し、区長が特に認めるときは、この限りでない。<br>(3) 助成開始後引き続き最低5年間は運営を継続すること。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。<br>(4) 区内の区道、都道及び国道のいずれかに面する場所に設置すること。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。<br>(5) 公衆喫煙所の設置によって当該公衆喫煙所の周辺の生活環境改善が見込まれると区長が認める場所にあること。<br>(6) 設置場所に隣接する建物（隣接する建物と同等の影響を受けると認められる建物を含む。）の居住者、テナント等及び設置場所の区域の町会から設置について了解を得られること。<br>(7) 道路から容易に視認できる場所に公衆喫煙所を設置する旨を表示する看板その他の表示物を掲示すること。喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能である旨及び20歳未満の者の立入りが禁止されている旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。<br>(8) 給気のため必要な開口部（「ガラリ」及び「アンダーカット」を含む。）を除き床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されていること。<br>(9) 排気設備を設け、公衆喫煙所内の空気を屋外に排気すること。<br>(10) 出入口に扉を設置し、常時開放しないこと。<br>(11) 火災等の事故防止のため、清掃、点検等により適切な管理が実施されていること。<br>(12) 法令等に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。 |
| 2 屋内公衆喫煙所の設置経費に係る助成要件  |
| 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう空気の気流の確保（喫煙室の入り口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m毎秒以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流失することがないように措置が講じられていること。  |
| 3 屋外公衆喫煙所の設置経費に係る助成要件  |
| (1) 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないように、コンテナで非   |

喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であること。

4 公衆喫煙所の維持管理（保守管理等）経費に係る助成要件

当該公衆喫煙所の設置に当たりこの要綱に基づき助成を受けた公衆喫煙所であること。ただし、区長が特に認めるときは、この限りでない。

5 公衆喫煙所の維持管理（地域共生）経費に係る助成要件

(1) 当該公衆喫煙所の設置に当たりこの要綱に基づき助成を受け、かつ区が実施する環境測定を受けた公衆喫煙所であること。

(2) 前号の環境測定結果や運営状況及び周辺地域の状況等から総合的に勘案し、区長が公衆喫煙所と周辺地域との共生に資すると認めた事業であること。

別表第 2 (第 6 条関係)

助成金の額

|      | 助成対象経費  | 助成率   | 助成限度額  | 備考  |
|------|---|-------|--|---|
| 設置経費 | <p>給気設備（ガラリ）、排気設備（換気扇）、ダクト工事、改修工事、出入口扉設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、エアカーテン、灰皿・椅子等の備品購入費用など</p> <p>（過去に設置経費の助成を受けた設備、機器、備品等の修繕・再整備費用を含む。）</p> | 10/10 | <p>700 万円</p> <p>（ただし、過去に設置経費の助成を受けている公衆喫煙所については 300 万円）</p> | <p>運営開始日から 5 年間は設置経費に係る助成金の交付申請をすることはできない。</p> <p>ただし、当該公衆喫煙所又はその周辺の環境を害するおそれがあると区長が認めるときは、当該期間内であっても、助成限度額と既に助成決定を受けた額との差額を限度額として追加で助成金の交付申請をすることができる。</p> |

|               |  |  |                            |  |
|---------------|--|--|----------------------------|--|
| 維持管理（保守管理等）経費 | <p>(1) 保守管理費<br/> 空気清浄機等機器保守委託費、清掃・ゴミ処理委託、電気代、火災保険料など</p> <p>(2) 賃貸料<br/> ア 所有物件の場合：賃貸料相当額（※）<br/> イ 賃貸物件の場合：賃貸料（※1）及び更新料</p> <p>(3) 賃借料<br/> 屋外公衆喫煙所（コンテナ型喫煙所）を借りている場合は、そのリース料又はレンタル料（※2）</p> | <p>4 / 5<br/> （ただし、賃貸料及び賃貸料相当額の助成は10 / 10）（※3）</p> | <p>年額 264 万円<br/> （※4）</p> | <p>維持管理経費を助成する期間は、1年間（会計年度の開始日から当該会計年度の終了日。ただし、会計年度の途中に公衆喫煙所を設置した場合は、当該公衆喫煙所の運営開始日から当該会計年度の終了日。）とする。</p> |
| 維持管理（地域共生）経費  | <p>(4) 地域共生経費<br/> 給気設備（ガラリ）、排気設備（換気扇）、ダクト工事、改修工事、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、エアカーテン、その他周辺地域との共生に資すると認められる工事、設備及び物品購入費用など（過去に設置経費の助成を受けた設備、機器の修繕・再整備費用を含む。）</p>   | <p>10 / 10</p>                                     | <p>200 万円</p>              | <p>再度の整備が必要であると区長が認めるときは、助成限度額と既に助成を受けた額との差額の範囲内で助成金の交付申請をすることができる。</p>                                  |

※ 近隣の賃貸料相場を参考に助成額を決定する。

※1 賃貸借契約書の賃貸料のうち公衆喫煙所の運営に係る部分について、当該建物の

使用者が支払う賃貸料とする。

- ※2 土地所有者が屋外公衆喫煙所（コンテナ型喫煙所）を借りている場合、そのリース料及びレンタル料は助成対象外とする。
- ※3 賃貸料に清掃費、水道光熱費等の管理費が含まれる賃貸借契約書で、その内訳が明確でない場合、賃貸料の助成率は4／5として助成額を算出する。
- ※4 会計年度の途中に公衆喫煙所を設置し、又はこれを中止し、若しくは廃止した場合は、月割をもって計算する。

別表第3（第9条関係）

申請書類

|  |
|--|
| 1 設置経費の助成に係る申請書類   |
| (1) 助成金交付申請書（第1号様式）<br>(2) 設置・運営計画書（第2号様式）<br>(3) 公衆喫煙所を設置する建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書類（登記事項証明書や賃貸借契約書等）<br>(4) 公衆喫煙所を設置する場所周辺の地図<br>(5) 公衆喫煙所の図面及び技術的基準を満たすことを証する書類（公衆喫煙所の面積、仕様、給排気設備及び消防設備等の位置等が分かるもの）<br>(6) 公衆喫煙所の設置に係る見積書（工事、備品等）<br>(7) 国その他の団体等から補助金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類（支援を受けていない場合は、補助金等を受けていないことについての誓約書）<br>(8) 近隣の居住者、テナント、町会等からの同意書又は同意を受けたことが分かる書類<br>(9) その他区長が特に必要と認める書類 |
| 2 維持管理（保守管理等）経費の助成に係る申請書類  |
| (1) 助成金交付申請書<br>(2) 維持管理に係る見積書又は契約書等の費用の分かる書類<br>(3) その他区長が特に必要と認める書類  |
| 3 維持管理（地域共生）経費の助成に係る申請書類   |
| (1) 助成金交付申請書<br>(2) 設置・運営計画書<br>(3) 公衆喫煙所の図面（設備等の位置が分かるもの）<br>(4) 整備に係る見積書等<br>(5) 国その他の団体等から補助金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類（支援を受けていない場合は、補助金等を受けていないことについての誓約書）<br>(6) その他区長が特に必要と認める書類   |

別表第4（第17条関係）

助成金の返還

| 経過期間（※1）     | 返還割合                        |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 4年以上5年未満 | 設置経費に係る助成額の1/5に相当する金額を返還する。 |
| (2) 3年以上4年未満 | 設置経費に係る助成額の2/5に相当する金額を返還する。 |
| (3) 2年以上3年未満 | 設置経費に係る助成額の3/5に相当する金額を返還する。 |
| (4) 1年以上2年未満 | 設置経費に係る助成額の4/5に相当する金額を返還する。 |
| (5) 1年未満     | 設置経費に係る助成額全額を返還する。          |

※ 返還額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※1 経過期間とは、公衆喫煙所の運営開始日から取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。ただし、運営開始から5年を経過し助成期間の満了後に再申請をした場合は、新たな交付決定日から取消し又は変更事由の発生日までの期間とする。